

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

- 北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 59
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 59
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 59

告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（情報政策課） 61
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 64
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 64
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 65
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 65

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示について…………… 65

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 66

道労働委員会告示

- 労働委員会規則に基づく公示による交付…………… 67

道監査委員公表

- 監査公表第9号…………… 67

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 68
○特定調達契約に係る落札者の公示…………… 70

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条の5中「年0.65パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第78号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年4月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第79号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第16条の2」を「第16条の2の2」に改める。

第7条中「及び第16条」を「から第16条の2まで」に改める。

第15条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「に規定する特定行政庁」を「の特定行政庁」に、「建築物は」を「特定建築物は」に、「とし、」を「（同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物を除く。）とし、当該特定建築物に係る」に改め、同項の表を次のように改める。

用途	要件	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。） 2 床面積（客室又は集会室の部分に限る。）が200平方メートルを超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートル（児童福祉施設等で収容施設のないものにあっては1,000平方メートル）を超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
ホテル又は旅館	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
下宿、共同住宅又は寄宿舎	3階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
学校又は体育館	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
事務所その他これに類するもの	5階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

	ルを超えるもの	月30日まで
備考 この表の左欄に掲げる用途のうちの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。		
第15条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物に係る省令第5条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。 (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物にあっては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院、診療所又は児童福祉施設等（政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。）の用途に供するものに限る。）にあっては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで (3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）にあっては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで (4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。）にあっては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで (5) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（体育館の用途に供するものに限る。）にあっては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで (6) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（政令第115条の3第2号に掲げるものの用途に供するものに限る。）にあっては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで (7) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物にあっては、毎年の4月1日から9月30日まで 第16条の見出し中「建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項を次のように改める。 法第12条第3項の特定行政庁が指定する特定建築設備等は、前条第2項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる要件に該当するものに設けられた機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）、機械排煙設備（法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設けられた非常照明装置に限る。）とする。 第16条第2項を削り、同条第3項中「指定する」を「定める」に改め、同項第1号中「第1項第1号又は第2号に掲げるエレベーター又はエスカレーター」を「政令第16条第3項第		

1号に掲げる昇降機」に、「当該エレベーター又はエスカレーター」を「当該昇降機」に改め、「又は法第88条第1項」を削り、同項第2号中「第1項第3号に掲げる設備」を「政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備」に改め、同項第3号中「前項第1号に掲げるもの」を「前項の特定建築設備等」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「（法第88条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第3項とする。

第16条の2を第16条の2の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

（工作物の定期報告）

第16条の2 省令第6条の2の2第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

(1) 政令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、4月1日から9月30日まで

(2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げるものにあつては、4月1日から6月30日まで

2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に検査し、作成したものによつてしなければならない。

第26条中「及び第8号」を「から第9号まで」に、「及び第16条第3項」を「及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第15条第1項若しくは第2項、第16条第2項又は第16条の2第1項の規定により平成28年中に行うこととなる建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「改正後の法」という。）第12条第1項又は第3項（これらの規定を改正後の法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、改正後の規則第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成29年3月31日までに行うものとする。この場合における改正後の規則第26条の規定の適用については、同条中「同日後最初に到来する第15条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第16条の2第1項に規定する報告の時期の期間の末日」とあるのは、「平成29年3月31日」とする。

3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備に関する改正後の法第12条第3項の規定による報告に対する改正後の規則第16条第2項の規定の適用については、平成30年12月31日までの間は、同項中「毎年における次に」とあるのは「次に」と、同項第1号中「前

回の報告の日（建築主が当該昇降機を新たに設置した場合における最初の報告（省令第6条第1項の規定により除かれた時期の直後のものをいう。）にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日）の属する月の2月前の月の1日から当該属する月の2月後の月（この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあつては、報告すべき年の12月）の末日」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月31日」と、同項第2号中「4月1日から9月30日」とあるのは「平成30年4月1日から同年9月30日」とする。

告

示

北海道告示第394号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア （入札番号1）パーソナルコンピュータの購入 318台

イ （入札番号2）パーソナルコンピュータの購入 132台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成28年8月31日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない

い。

ア 申請の時期 平成28年5月31日から同年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 平成28年7月14日 午後1時30分（送付による場合は、同月12日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 100台

イ パーソナルコンピュータ 200台

ウ パーソナルコンピュータ 100台

エ パーソナルコンピュータ 100台

(2) 予定時期

ア 平成28年9月中旬頃

イ 平成28年11月中旬頃

ウ 平成29年1月上旬頃

エ 平成29年1月下旬頃

アからエまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 318

b Personal Computer 132

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 14, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than July 12, 2016)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第395号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 29台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成28年9月1日から平成33年8月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年5月31日から同年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 平成28年7月14日午後2時30分（送付による場合は、同月12日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 100台

イ パーソナルコンピュータ 200台

ウ パーソナルコンピュータ 100台

エ パーソナルコンピュータ 100台

(2) 予定時期

ア 平成28年9月中旬頃

イ 平成28年11月中旬頃

ウ 平成29年1月上旬頃

エ 平成29年1月下旬頃

アからエまでについて、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。				同	同	同	和 田 昭 仁	同	共和町発足2361番地
落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。				同	同	同	森 敬 志	同	共和町幌似2061番地
				同	同	同	駒 形 弘 二	同	共和町南幌似1850番地
				同	同	同	国 本 政 愛	同	共和町梨野舞納4番地1
				同	同	監 事	石 崎 秀 三	同	共和町発足2053番地
10 落札者と契約の締結を行わない場合				同	同	同	水 戸 政 春	同	共和町前田204番地20
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。				退 任	平成28. 5.17	理 事	岩 佐 博	岩内郡共和町南幌似132番地18	
				同	同	同	上 勝 利	同	共和町国富626番地3
11 そ の 他				同	同	同	渡 義 則	同	共和町国富2178番地
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。				同	同	同	浦 口 秀 人	同	共和町前田247番地28
契約に関する事務を担当する組織				同	同	同	水 戸 政 春	同	共和町前田204番地20
(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課				同	同	同	森 英 雄	同	共和町前田110番地1
(2) 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目				同	同	同	菱 沼 清 吉	同	共和町老古美270番地22
(3) 電 話 番 号 011－204－5285				同	同	同	古 屋 浩 文	同	共和町梨野舞納1187番地2
12 Summary				同	同	同	金 井 康 範	同	共和町宮丘1201番地1
A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 29 sets				同	同	同	森 田 宏	同	共和町発足256番地1
B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., July 14, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than July 12, 2016)				同	同	同	和 田 昭 仁	同	共和町発足2361番地
C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5285				同	同	同	石 田 康 士	同	共和町幌似1990番地1
				同	同	監 事	浅 野 秀 一	同	共和町国富776番地1
				同	同	同	石 崎 秀 三	同	共和町発足2053番地

北海道告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成28. 5.18	理 事	濱 岡 康 行	岩内郡共和町老古美242番地5
同	同	同	森 英 雄	同 共和町前田110番地1
同	同	同	渡 義 則	同 共和町国富2178番地
同	同	同	金 井 康 範	同 共和町宮丘1201番地1

北海道告示第397号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、深川の所在場所 市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第398号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成28年5月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 榊の沢（Ⅰ－35－0050） 2 土砂災害警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石港町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石港町、三石本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)																
北海道告示第399号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成28年5月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三石港町1（Ⅰ－3－402－2042） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石港町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三石港町2（Ⅰ－3－403－2043）	総合振興局告示及び振興局告示 北海道宗谷総合振興局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年5月31日 北海道宗谷総合振興局長 坂 本 明 彦 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 <table><tr><td>(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式</td><td></td></tr><tr><td>(2) 調達台数及び調達予定数量</td><td></td></tr><tr><td>ア 複写機等の賃貸借契約その1 1台及び1月当たり</td><td>カラーコピー 1,000枚 カラープリント 2,100枚 モノクロコピー 2,100枚</td></tr><tr><td>イ 複写機等の賃貸借契約その2 1台及び1月当たり</td><td>カラーコピー 1,500枚 カラープリント 1,200枚 モノクロコピー 1,300枚</td></tr></table> 2 落札を決定した日 平成28年2月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社岩崎 (2) 住 所 札幌市中央区北4条東2丁目1番地 4 落札金額 <table><tr><td>(1) 基本料金</td><td>15,200円</td></tr><tr><td>(2) カラーコピー</td><td>20.0円</td></tr><tr><td>カラープリント</td><td>18.0円</td></tr><tr><td>モノクロコピー</td><td>3.5円</td></tr></table>	(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式		(2) 調達台数及び調達予定数量		ア 複写機等の賃貸借契約その1 1台及び1月当たり	カラーコピー 1,000枚 カラープリント 2,100枚 モノクロコピー 2,100枚	イ 複写機等の賃貸借契約その2 1台及び1月当たり	カラーコピー 1,500枚 カラープリント 1,200枚 モノクロコピー 1,300枚	(1) 基本料金	15,200円	(2) カラーコピー	20.0円	カラープリント	18.0円	モノクロコピー	3.5円
(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式																	
(2) 調達台数及び調達予定数量																	
ア 複写機等の賃貸借契約その1 1台及び1月当たり	カラーコピー 1,000枚 カラープリント 2,100枚 モノクロコピー 2,100枚																
イ 複写機等の賃貸借契約その2 1台及び1月当たり	カラーコピー 1,500枚 カラープリント 1,200枚 モノクロコピー 1,300枚																
(1) 基本料金	15,200円																
(2) カラーコピー	20.0円																
カラープリント	18.0円																
モノクロコピー	3.5円																

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月29日付け北海道宗谷総合振興局告示第2号 平成28年2月19日付け北海道宗谷総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成28年5月31日（火）から同年6月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第44号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年5月31日 北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア パーソナルコンピュータ等の賃貸借（A地区） 84台分 一式 イ パーソナルコンピュータ等の賃貸借（B地区） 42台分 一式 ア及びイについてはそれぞれの入札による。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 ア 平成28年9月5日から平成33年8月31日まで イ 平成28年9月8日から平成34年8月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成28年7月12日（火）午前10時（送付による場合は、同月11日（月）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 ア パーソナルコンピュータ等の賃貸借 18台分 一式

イ パーソナルコンピュータ等の賃貸借 42台分 一式 (2) 予定時期（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） 平成28年10月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 (3) 電 話 番 号 0126-20-0142 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of personal computer (A group) 84 sets b Lease of personal computer (B group) 42 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 12, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 11, 2016) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan Phone : 0126-20-0142	<table><tr><td colspan="2">道 労 働 委 員 会 告 示</td></tr><tr><td colspan="2">北海道労働委員会告示第1号</td></tr><tr><td colspan="2">労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第49条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公示による交付を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、交付すべき書類は、北海道労働委員会事務局総務審査課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成28年6月14日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。</td></tr><tr><td colspan="2">平成28年5月31日</td></tr><tr><td colspan="2">北海道労働委員会会長 成 田 教 子</td></tr><tr><td>1 事件名</td><td>平成27年道委不第3号リマック不当労働行為事件</td></tr><tr><td>2 交付すべき書類</td><td>1の事件に関する命令書</td></tr><tr><td>3 交付を受けるべき者</td><td>結審時の所在地 福岡市博多区住吉二丁目16番12号</td></tr><tr><td></td><td>被申立人 株式会社リマック</td></tr><tr><td></td><td>上記代表者 代表取締役 山口 洋史</td></tr><tr><td colspan="2">道 監 査 委 員 公 表</td></tr><tr><td colspan="2">監査公表第9号</td></tr><tr><td colspan="2">地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成27年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。</td></tr><tr><td colspan="2">（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）</td></tr><tr><td colspan="2">平成28年5月31日</td></tr><tr><td colspan="2">北海道監査委員 内 海 英 徳</td></tr><tr><td colspan="2">北海道監査委員 小 林 郁 子</td></tr><tr><td colspan="2">北海道監査委員 東 陽 一</td></tr><tr><td colspan="2">北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子</td></tr><tr><td colspan="2">道 警 察 本 部 告 示</td></tr></table>	道 労 働 委 員 会 告 示		北海道労働委員会告示第1号		労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第49条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公示による交付を行う。		なお、交付すべき書類は、北海道労働委員会事務局総務審査課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成28年6月14日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。		平成28年5月31日		北海道労働委員会会長 成 田 教 子		1 事件名	平成27年道委不第3号リマック不当労働行為事件	2 交付すべき書類	1の事件に関する命令書	3 交付を受けるべき者	結審時の所在地 福岡市博多区住吉二丁目16番12号		被申立人 株式会社リマック		上記代表者 代表取締役 山口 洋史	道 監 査 委 員 公 表		監査公表第9号		地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成27年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。		（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）		平成28年5月31日		北海道監査委員 内 海 英 徳		北海道監査委員 小 林 郁 子		北海道監査委員 東 陽 一		北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子		道 警 察 本 部 告 示	
道 労 働 委 員 会 告 示																																											
北海道労働委員会告示第1号																																											
労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第49条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公示による交付を行う。																																											
なお、交付すべき書類は、北海道労働委員会事務局総務審査課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成28年6月14日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。																																											
平成28年5月31日																																											
北海道労働委員会会長 成 田 教 子																																											
1 事件名	平成27年道委不第3号リマック不当労働行為事件																																										
2 交付すべき書類	1の事件に関する命令書																																										
3 交付を受けるべき者	結審時の所在地 福岡市博多区住吉二丁目16番12号																																										
	被申立人 株式会社リマック																																										
	上記代表者 代表取締役 山口 洋史																																										
道 監 査 委 員 公 表																																											
監査公表第9号																																											
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成27年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。																																											
（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）																																											
平成28年5月31日																																											
北海道監査委員 内 海 英 徳																																											
北海道監査委員 小 林 郁 子																																											
北海道監査委員 東 陽 一																																											
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子																																											
道 警 察 本 部 告 示																																											

北海道警察本部告示第260号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月31日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

指掌紋情報管理システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年1月1日から平成34年12月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能な者であること。

(5) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年5月31日から同年6月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成28年7月11日午後2時（送付による場合は、同月8日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

仕様書は、(1)の場所で直接交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Fingerprint Information Management System : 1 set
B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 11, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 8, 2016)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第261号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月31日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
行政情報ネットワークシステム端末等の賃貸借 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成28年11月1日から平成34年10月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。

- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年5月31日（火）から同年6月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

- (2) 入札日時 平成28年7月12日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月11日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer for Online Network 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 12, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 11, 2016)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

北海道警察本部告示第262号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年5月31日

北海道警察本部長 北 村 博 文

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
警察署統合に伴う北海道警察情報管理システム改修業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成28年5月20日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社H B A
 - (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
60,048,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目